

**記入例**

**一人親方労災保険加入申込書**

一人親方特別加入団体

一人親方労災保険協会 会長 殿

私は、下記のとおり貴会及び労働者災害補償保険第二種特別加入(一人親方労災保険)の加入を申し込みます。

フリガナ	タ ナ カ タ ロ ウ		生年	昭和・平成	
氏名	田 中 太 郎 <small>自署の場合は押印省略可</small>		月日	56年11月11日	
住所	(〒 101 - 0032 ) ※住所が身分証明書と異なる場合は申込できません。 東京都千代田区〇〇町1-1-1 オヤカタハイツ 111号				
会社名・屋号	※ある場合はご記入ください				
加入希望日	2019年 4月 1日 ※当日不可。営業日 13時までの手続き・入金で翌日加入が可能				
携帯電話	090 - 1111 - 1111	固定電話	03 - 2222 - 3333		
FAX	03 - 2222 - 3333	メールアドレス	PCメールが受信できるアドレス		
いずれかに☑をつけてください。					
給付基礎日額	<input checked="" type="checkbox"/> 3,500円 <input type="checkbox"/> 4,000円 <input type="checkbox"/> 5,000円 <input type="checkbox"/> 6,000円 <input type="checkbox"/> 7,000円 <input type="checkbox"/> 8,000円				
	<input type="checkbox"/> 9,000円 <input type="checkbox"/> 10,000円 <input type="checkbox"/> 12,000円 <input type="checkbox"/> 14,000円 <input type="checkbox"/> 16,000円				
	<input type="checkbox"/> 18,000円 <input type="checkbox"/> 20,000円 <input type="checkbox"/> 22,000円 <input type="checkbox"/> 24,000円 <input type="checkbox"/> 25,000円				
主に従事する 建設作業  (多くとも3つまで)	<input type="checkbox"/> 土木 <input type="checkbox"/> 建築 <input checked="" type="checkbox"/> 大工 <input type="checkbox"/> 左官 <input type="checkbox"/> とび・土工・コンクリート <input type="checkbox"/> 石				
	<input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 管 <input type="checkbox"/> タイル・れんが・ブロック <input type="checkbox"/> 鋼構造物				
	<input type="checkbox"/> 鉄筋 <input type="checkbox"/> 舗装 <input type="checkbox"/> しゅんせつ <input type="checkbox"/> 板金 <input type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> 塗装				
	<input type="checkbox"/> 防水 <input type="checkbox"/> 内装仕上 <input type="checkbox"/> 機械器具設置 <input type="checkbox"/> 熱絶縁 <input type="checkbox"/> 電気通信				
	<input type="checkbox"/> 造園 <input type="checkbox"/> さく井 <input type="checkbox"/> 建具 <input type="checkbox"/> 水道施設 <input type="checkbox"/> 消防施設 <input type="checkbox"/> 清掃施設				
	<input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> その他( )				
除染作業	<input checked="" type="checkbox"/> 無し ※☑がない場合は当協会では加入できません。				
特定業務 1~5のいずれかに ☑をつけてください	<input type="checkbox"/> 1 粉じん作業を行う業務に3年以上従事していました。 } <input type="checkbox"/> 2 振動工具使用の業務に1年以上従事していました。 } <input type="checkbox"/> 3 鉛業務に6ヶ月以上従事していました。 } <input type="checkbox"/> 4 有機溶剤業務に6ヶ月以上従事していました。 }				
	1~4に該当する場合は健康診断が必要です。 従事した期間( 年 月頃)~( 年 月頃) 合計( 年 ヶ月間) 作業内容( ) 取扱工具・材料( )				
	<input checked="" type="checkbox"/> 5 特定業務に上記期間以上従事したことはありません。				
申込確認書 送付方法	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> FAX <input checked="" type="checkbox"/> メール(15時以降送信)		※☑がない場合は郵送になります。 ※確認書には労災保険番号が記載されます。		
手続代理人 利用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 有り	代理人・会社名( ) ※委任状が必要		
加入のきっかけ	<input type="checkbox"/> 紹介 紹介者・会社名( )				
	<input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> その他( )				

※協会記入欄 (ここから下は記入しないでください)

加入日	加入番号			申請日			申請番号		完了日	発送
・	( )			・						/
会員	口座	入金	確認	管	名	一	願	社	備考	
		/	/							

私は、貴協会及び労働者災害補償保険第二種特別加入（一人親方労災保険）の加入を申し込むにあたり、下記事項を確認いたしました。

- 私は、労働者災害補償保険法（以下、労災保険法）において定められる建設の事業に従事し、労働者を使用しない、または使用したとしても年間100日以上使用しません。
- 私は、労働安全衛生法等の関係諸法令を遵守し、安全衛生には十分留意し作業に従事します。
- 私は、労災保険の補償開始日は、貴会が労働局に加入申請をした日の翌日以降であることを確認しました。
- 私は、加入時の健康診断の結果によっては加入できないことを理解しました。
- 私は、下記事項に該当した場合、速やかに貴会に連絡いたします。また、連絡しないことによって労災保険の給付を受給できないことがあることを理解しました。
  - ① 年間100日以上労働者（パート、アルバイトを含む）を雇い入れた、又は雇い入れる予定のとき。
  - ② 建設業に従事しなくなったとき。
  - ③ 業種に変更があったとき。
  - ④ 住所、氏名、連絡先に変更があったとき。
- 私は、業務上の怪我等、労災保険の給付請求の事案に該当したときは、本人または代理の者が速やかに貴会に連絡します。また、連絡しないことによって労災保険の給付を受給できなくても、貴会には一切、責任を追及しません。
- 私は、労災保険料・年会費を、貴会の指定した期日までに納付します。なお、指定期日までに納付しない場合、指定期日の月末で退会となることを理解しました。
- 私は、加入時の健康診断を、正当な理由なく指定期日までに受診しない場合、貴会が加入申請を取り下げ、一方的に退会処理をしても差し支えありません。また、取り下げ手数料 5,000 円を支払います。
- 私は、下記事項に該当した場合、労災保険の給付を受給できないことを理解いたしました。また、労災保険法が適用されなくても、貴会には一切、責任を追及しません。
  - ① 労災保険法で定められた建設の事業以外の作業（※1）をしているときに負傷した場合。
  - ② 自己の重大な責（※2）により負傷した場合及び国のために該当した場合。
- 私は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋又はこれに準ずる団体（反社会的勢力）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- 私は、貴会を退会するときは退会希望月の 20 日までに脱退届を提出し、労災保険加入証明書を返却します。
- 私は、年度途中で退会した場合、未経過分の保険料（月割）のみを、退会月の翌月末以降に口座振込にて返金されることを理解しました。

事例（※1）

- 建築物に取付作業が伴わない製作物（家具等）の製造・加工は建設業にあたりません。
- 空調等の保守メンテナンスのみの事業は建設業にあたりません。
- 船舶における内装仕上作業、塗装、修理等は建設業にあたりません。
- 造園業でも庭木の剪定作業は建設業にあたりません。
- カーペットクリーニングのみの事業は内装工事に行っても建設業にあたりません。
- エレベーターの保守点検のみを行う事業は建設業にあたりません。
- 測量のみを請け負った場合は建設業にあたりません。

事例（※2）

- 故意に怪我をして労災保険を受給しようとしたとき。
- 酒気帯びで作業をして負傷したとき。

一人親方特別加入団体

一人親方労災保険協会 会長 殿

2019 年 4 月 1 日

氏名 田中 太郎



自署の場合は押印省略可(2018.4.1)